

II 地 域 要 望

Ⅱ 地域要望

1 三浦半島地域要望

(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて（葉山町）

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有している。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付けられている。

平成16年2月、期成同盟会代表幹事である県土整備部長は、「二子山地区」については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切であるとの考えを示すとともに、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の見解を書面により示している。

葉山町においてもこれらの見解に即し、緑の基本計画においては平成18年の改定以降継続して、重点施策に「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区の指定について明確に位置付けたところである。

県の「かながわランドデザイン基本構想」においても、三浦半島地域圏における政策展開の方向として国営公園誘致などの大規模な緑地の保全を行うこととしていることと併せ、速やかに具体的な指定に向けた検討を推進していただき早期実現を要望する。

(2) 県道逗子葉山横須賀線（三浦半島中央道路）の逗子側までの延伸と、快適に利用できる道路整備について（葉山町）

平成28年9月1日、葉山町商工会が南郷地区に「SHOPPING PLAZA HAYAMA STATION」を開業したことに伴い、町内外から多くの人を訪れている。それにより、県道鎌倉葉山線（旧逗葉新道）の渋滞に加え、南郷交差点付近のイトーピアや葉桜住宅を逗子方面へ抜ける車両が一段と増加している。このことから三浦半島中央道路北側の逗子区間については、交通量・地質調査等の結果を踏まえ、地域住民の理解を得ながら早期延伸を実現すること。

また、三浦半島の4市1町の首長で構成する「三浦半島サミット」による「自転車半島宣言」に基づき、自転車を利用した様々な観光振興に関する取組みが展開されている。

こうした取組みを推進するため、県がすでに行っているパトロールによる良好な道路の維持管理に加え、道幅の確保等により、自転車が既設の国県道を安全かつ快適に利用できるような支援を要望する。

(3) 葉山海岸サンドリサイクルの継続について（葉山町）

葉山海岸においては以前より砂が減少しており、昨今の台風の大型化により非常に大きな波が押し寄せ、場所によっては砂浜奥の防波として想定されていない護岸や石積み擁壁に打ち付けていることから、安全面に懸念がある。

県においては、「相模湾沿岸海岸浸食対策計画」に基づき、計画的にサンドリサイクル等を実施していることと思いますが、海浜地における安全確保及び景観保全のため、取り組みを継続していただくよう要望する。

2 湘南地域要望

(1) 東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について（寒川町）

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティ倉見地区のまちづくりは、本町北部の核となるばかりでなく、県央・湘南都市圏の南のゲートとして県土の均衡ある発展のために必要不可欠な事業であり、新駅の受け皿にふさわしいまちづくりに向けた地元合意形成の取り組みを鋭意進めるとともに、期成同盟会の一員として新駅誘致の要望活動等を行っている。

しかしながら、この事業による経済効果は町域にとどまらず県央・湘南の広域圏域に及ぶ大事業であり、加えて、今後は同盟会において新駅設置費用の負担割合の協議も控えており、その財源確保は大きな課題となっている。これは新駅誘致地区が本町倉見地区に決定した時からの県と町が共有する懸案であると認識している。

また、国、県等による通常の補助金等だけでは、当町のまちづくり事業や、県央・湘南都市圏の南のゲートを形成するための財源の確保は困難であり、県担当課との協議調整を重ねているが、このままでは抜本的な事業の見直しをせざるを得ない状況にある。

よって、

- ア 新駅設置及び当まちづくりの実現に向けては、既定の補助制度のみならず県央・湘南都市圏の南のゲートを位置づける広域的な立場でもあることから、ツインシティ整備の意義でもある「県土全体のバランスある発展」を導く核を形成するためにも、更なる財政措置について引き続きご尽力、ご指導くださるよう要望する。
- イ 町は、同盟会の中でも極めて小さな財政規模であることをご理解いただき、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、事業の組み立て方など現実的な事業スキームへのご尽力ご指導、駅設置費用の早期検討に着手していただくとともに、負担割合算定にご配慮くださるよう、併せて要望する。

(2) 旧相模海軍工廠跡地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠跡地内には、事業所や住宅が多数立地しており、環境省で土地改変時の環境調査は実施しているが、戦前の国機関である旧日本軍の危険物については、国が責任を持って対応すべきと考えるので、次のことについて国へ働きかけるよう要望する。

- ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。
- イ 毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害等の補償も国が行うこと。
- ウ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を国の責任

において確立すること。

(3) 西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化社会実験について（中郡）

西湘バイパスは二宮インターチェンジ及び橘インターチェンジに下り線ランプがないことと、西湘バイパスの料金が値上げされたことにより、大磯西インターから二宮にかけての国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

については、国道1号の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するため、二宮インター下り線ランプを設置するとともに、通勤時間における西湘バイパスの無料化社会実験の実施や、通行料の減免等を実施することを要望する。

(4) 高波（津波）対策に伴う西湘バイパス地下道開閉式防潮扉の設置について（中郡）

大磯、二宮の西湘海岸は、西湘バイパスが並行し擁壁となっていることから、高波浪時には護岸の機能を果たしているが、擁壁部分には海岸に降りる地下道が数箇所あり、高波浪時には浸水する状況となっている。

沿岸住民や海岸利用者等の人命の安全確保を第一に考え、近年、大型化する台風の高波、高潮をはじめ、地震による津波対策を視野に入れた対策に取り組む必要がある。

については、国土交通省及び中日本高速道路株式会社に対し、防潮扉の設置について働きかけるとともに、海岸管理者である神奈川県が波浪等からの背後地を保全する手段についての検討を要望する。

なお、国直轄事業に採択された海岸の浸食対策については、今後の事業計画の策定にあたり、地元経済の活性化を図るとともに、沿岸住民、海岸利用者の安全確保等について、国への働きかけを要望する。

(5) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について（中郡・中井町）

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、流域河川が狭小あるいは未整備である箇所があるため、浸水被害が発生している。

二宮町では、町の中心市街地であり、新庁舎・駅周辺公共施設再編計画において行政機能を集約する区域が、県洪水浸水想定区域の大雨時浸水エリアになっていること、さらに令和6年台風10号による葛川の溢水被害により、河川の安全に対し、町民などから危険性を危惧する声が高まっている。

県において葛川水系河川整備計画のもと着実に設計等を実施され、具体的に整備箇所が示されたので、安全性確保のため、引き続き必要な整備を進めるとともに、金目川及び葛川流域治水対策協議会において、すでに協議が進められている効果的な対策について、協議の内容や進捗状況についても、地域住民にわかりやすく公開し、透明性の確保に努めること。

さらに大磯町においては、強風や波浪に伴う河口閉塞や降雨による溢水に対する

効果的な対策を講ずること。

また、整備に当たっては、葛川が町民にとって身近な存在で親水性のある人々の憩いの場となり、また、3町の交流がより盛んになる契機となるよう、護岸整備に併せ、今後も地域の意向を踏まえた魚道の設置や遊歩道の整備をすることを要望する。

(6) 砂防指定地の保全について（二宮町）

二宮町内の県砂防指定地には葛川の準用河川区間と打越川が指定されているが、近年のゲリラ豪雨等により打越川の未整備区間で溪岸浸食が顕著な箇所が見受けられる。

砂防指定地の抜本的な保全対策のためにも、砂防施設の整備、溪岸浸食の調査及びそれに基づいた排水断面の確保の実施を要望する。

3 足柄上地域要望

(1) 県道77号（平塚松田）の新たなバイパス道路網整備について（中井町）

県道77号（平塚松田）は、湘南地区と県西地区を結ぶ主要な幹線道路で、災害時の緊急交通路や県西地域の観光拠点への連絡路として重要な役割を担っている。しかし、中井町井ノ口交差点から平塚市土屋霊園入口までの約3.1キロメートル区間は、急勾配かつ道路幅員が狭小なため、カーブ付近での見通しが悪く、大型車同士のすれ違いは困難となっている。また、朝を中心に秦野中井インターチェンジ周辺の幹線道路で渋滞が発生しているため、中心市街地へのアクセス利便性の低下や、生活道路への迂回交通の侵入など、生活環境の改善が求められている。

本バイパス道路網を整備することにより、「大規模災害で道路が被災した際の代替ルート確保など、道路ネットワークの形成」、「渋滞が緩和されることによる周辺的生活環境改善」、「物流の効率化による経済の好循環」などの様々な効果が期待される。

沿道では土地区画整理事業、土地改良事業とも事業が進められており、着実にまちづくりが進展している。については、今後も課題の整理など計画の熟度を高めていくため、事業化へ向けての更なる協力を要望する。

(2) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期事業化及び整備促進（足柄上郡）

厚木秦野道路（国道246号バイパス）は県の中央部を東西に走り、東名高速道路、新東名高速道路や圏央道と一体となって、首都圏と関西・中京圏を結び経済・社会活動を支える重要な地域高規格道路であり、当該路線の早期開通は国道246号の慢性的な交通渋滞により損なわれている物流、観光、救急搬送時間等の交通問題の改善を図ると共に広域的交通の役割を担い、周辺地域の経済活動に大きく効果をもたらすものである。

また、令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、北陸地方は甚大な被害を受けた。首都圏においても首都直下地震など大規模な災害の発生が危惧されていることから、緊急物資の輸送や復旧活動を支える幹線道路を複数ルート確保することや、国土強靱化の加速化・深化を図るため、首都圏道路ネットワークのミッシングリンクを解消し、既存の高速道路ネットワークと結節することができる厚木秦野道路（国道246号バイパス）の早期整備並びに供用開始の重要性はますます高まっている。

県においても、要望に際して企業の声を加えるなど新たな取り組みを行っていただいていることは十分承知しているが、計画区間すべてを早期に事業化し整備促進が図れるよう、引き続き国等の関係機関への働きかけの継続を要望する。

(3) 都市計画道路金子開成和田河原線の建設について（大井町・開成町）

都市計画道路金子開成和田河原線は、都市計画道路和田河原開成大井線と一体となって、主要地方道小田原山北線と国道255号を結ぶ、足柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担う路線として、早期開通が期待されている。

平成26年3月には「足柄紫水大橋(酒匂川2号橋)」の供用が開始されたことから、地域間の交通利便性の向上が図られた。

また、平成29年度には県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間において県が都市計画法に基づく事業認可を取得し、用地取得や関係機関との協議、現地の工事等、整備に向けた取組みが着実に進められている。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されることから、金子開成和田河原線の未整備区間（県道711号から国道255号までの区間）について、現在事業の推進中ではあるが、引き続き早期建設を要望する。

(4) 災害時の孤立化を防ぐための寄地区への連絡道路の整備について（松田町）

当町の寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての県営林道土佐原線及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路や道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想される。

県道710号では、拡幅及び法面保護等の改良工事が進められており、安全面についてご配慮いただいているが、立山橋付近は、幅員が狭い上、カーブもきつく大型車の通行に支障を来している箇所が存在する。

県では現在、当該箇所の土地の権利者等の調査を実施し、町では地元住民の協力を取り付けているため、交通安全の観点から、防災工事に合わせた局部的な改良の実施を要望する。

また土佐原線は、「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」により管理に関する締結(平成14年度)を行ったが、現状の林道は、狭隘(最小幅員3.6m)かつ急なカーブが続き、見通しが悪く、退避所の箇所数も少ない路線である。

従って、全国で頻発する災害を目の当たりにした地元住民の危機意識の声を考慮していただき、平成30年12月21日に改めて、「県営林道土佐原線の管理替えに関する覚書」を締結したところである。

ついては、有事に備え、秦野市への連絡道路である本林道を緊急車両が支障なく通行できるよう覚書のとおり危険箇所の整備を要望するとともに、速やかに移管されるよう測量・登記事務の推進を要望する。

また、令和3年7月及び8月の豪雨により国道246号と県道710号が同時期に通行止めとなった際に交通渋滞や大幅な迂回を余儀なくされたため、災害時の迅速な対応

及び防災対策についても併せて要望する。

(5) ヤマビル及び有害鳥獣対策事業の充実強化 (足柄上郡)

ア シカやイノシシが媒介するヤマビルは、地域住民の生活圏で繁殖している。

特に、登山道やハイキングコースで繁殖し、観光客に被害を及ぼし、観光振興を図る意味からも深刻な状況である。

また、農地への被害を及ぼす事例から、農業従事者の耕作意欲を低下させる要因にもなっている。

現在、対策として、町が県のヤマビル被害対策事業補助金を受け、忌避剤を購入し、設置することで観光客等に利用を促したり、駆除剤を購入し散布したりしているが、もはやヤマビルは広範囲に分布し、更に生息範囲も拡大しており、駆除すれば対策になるという現状ではない。

ヤマビルの生息範囲は、今後も広がる可能性があり、住民や観光客への被害の増加が予想され、町としては自治会や関係住民と協力し、忌避剤や駆除剤を購入し、被害防止に努めていくなかで次のことを要望する。

(ア) 丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。(中井町・大井町・松田町・山北町)

(イ) 近年、市街地にシカ等大型獣の出没が散見される中、対応としては麻酔銃により捕獲し、山中で放獣することが基本と思われる。しかしながら、県西地域においては麻酔銃の手配等で長時間を要し、地域住民の安心・安全を脅かす状況が見受けられる。については、迅速で効果的に危険が除去され、かつ実現可能な手法の確立を要望する。また、危険性のより高い人里近くでのクマ出没も対応策は同様のため、併せて手法の確立を要望する。(大井町・松田町・山北町)

イ ヤマビルを媒介している有害鳥獣対策については、特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員の設置や鳥獣被害防止対策推進協議会と連携することにより、新たな施策を展開し、町猟友会を中心とした駆除対策を推進している。

丹沢山系に位置する当町では、広範に移動する有害鳥獣について、広域行政単位での対策部会を設置するなどの対応も実施しているが、広域自治体である県に対し、被害の遡減に向け、以下の事項を要望する。

今後、わな猟を始めとした有害鳥獣対策従事者の確保が課題となることは明白であり、県においては農業従事者に限り、狩猟資格免許取得のための受験手数料等補助金を農協を通じて支援しているが、その他の捕獲者も有害獣駆除に貢献し

ている実情や個体数半減に向けた捕獲圧強化を推進している状況を踏まえ、狩猟資格免許取得者への補助を市町村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。（中井町・松田町）

(6) 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

（松田町）

本町の中央に位置するJR御殿場線松田駅と小田急線新松田駅は、通勤通学者を中心に1日平均約3万人もの乗客が乗降する県西地域の“北の玄関口”としての位置付けのみならず、都心部からのアクセスが良好であり富士山の世界文化遺産登録を契機とした静岡方面へ向かう観光客の経由地という、小田原駅に次ぐ、第2の神奈川県“西の玄関口”としても一翼を担っている広域的利用が強い場所であり、県西地域活性化のカギとなる場所である。

現在、両駅周辺地域は、旧市街地の商店や住宅が密集しており、駅へのアクセス道路や狭小な駅前広場が未整備の状況にあるため、交通結節点の機能を十分に発揮できないことが課題である。

特に、新松田駅北口周辺は両駅間の乗換客に加え、複数の路線バスやタクシーのほか個人や近隣周辺企業の送迎バスなどが交錯する危険な状況にあり、交通の安全面で、町民や駅の利用者からも多くの整備要望の声が寄せられている。また、県道711号改良事業では、歩道整備工事や、電線の地中化などの工事が実施され、周囲の整備は進めていただいているが、御殿場線ガード下が狭く、車の円滑な通行に支障をきたしており、ここの整備要望の声も寄せられている。

これらの課題を解決するために、町では平成27年度より「新松田駅周辺地域まちづくり協議会」を立ち上げ、県の関係機関の方々にも出席いただき、新松田駅前広場の整備、駅舎の橋上化、周辺地区の再開発・再編事業の方向性などについてとりまとめた「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」を平成31年3月に策定したところである。

本計画の実現に向けては、駅周辺整備事業に関する地元組織（再開発組合）の設立に向けた勉強会などを令和元年度から実施してきたが、関係者の意向を踏まえ一昨年5月に再開発準備組合の設立に至っており、年度末までに事業の熟度を更に高め、都市計画決定の準備を完了する予定である。県においては、引き続き新松田駅北口・南口駅前広場を含めた駅周辺地域の整備における多様な支援により、県と町が連携して駅周辺事業の実現を目指すとともに、御殿場線ガード下の道路拡幅改良事業の早期事業化について要望する。

(7) 県立足柄上病院の医療体制の充実強化（足柄上郡）

県立足柄上病院は、足柄上地域における唯一の公立、かつ中核的な総合医療機関として、二次救急医療や災害拠点病院としての役割を担っている。

一方で人口減少や少子化の課題・影響が大きい当地域では、南足柄市を含めても分娩可能な医療機関は非常に少なく（1か所）、安心して出産できる環境づくりが必要不可欠である。

そのような中、「小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性」に基づき、分娩機能について小田原市立病院に集約されることとなった。

このことは、県西地域の医療ニーズ等から一定の理解はするものの、足柄上地域は広範囲なため、小田原市立病院まで自家用車で片道1時間以上かかる地域もあり、安心して出産できる環境にあるとは言い難く、地域住民の懸念・心配を解消するため、県立足柄上病院の助産師分娩の再開を要望する。

また、併せて高齢化率が高い地域柄、医療と介護の連携は不可欠であることから、地域の中核的な総合病院としての役割を果たすとともに高齢者医療の充実や、地域住民への質の高い医療の安定的提供を図るべく、新棟建設完了が令和10年度中に変更になったことに関し、これ以上遅れが生じないように要望する。

(8) 二級河川酒匂川の洪水対策等の充実について（足柄上郡）

酒匂川における洪水対策は、平成29年3月31日に公表された「計画雨量」に基づく対策が進められているところであるが、「想定しうる最大規模の降雨」による洪水の影響は甚大であることを踏まえ、より洪水リスクを軽減するための対策を新たに講ずること。

また、酒匂川水系に含まれる支川についても、本川が増水することによる影響を受けることから、支川における洪水対策を充実させること。

(9) 道路法以外の跨道橋に係る支援について（中井町・松田町）

足柄上地域には、高速道路や県道の整備に伴い、いわゆる認定外道路として跨道橋が設置され現在では町に移管されている。

それら認定外道路としての跨道橋については、国の防災・安全交付金の対象から外れているため、町村には事業費が大きな負担となっている。

しかし、緊急輸送道路である高速道路や主要幹線道路等の安全を確保することは、防災対策、ひいては国土強靱化の推進において必要不可欠であり、その老朽化対策が喫緊の課題となっている状況である。

については、認定外道路としての跨道橋に対しても財政支援の対象となるよう国に強く働きかけるとともに、県としても技術・制度・財政の観点から総合的な支援制度を早期に創設するよう要望する。

(10) 酒匂川左岸道路の延伸について（足柄上郡）

酒匂川左岸道路においては、小田原市から大井町の間は既に供用が開始されている。

一方で、未整備区間である松田町から山北町の大口橋迄の区間においては、既に県にて整備した河川管理用通路を活用して道路整備を実施する計画である。

そうした中で、町からの協議に対する適切な指導と、河川法に係る許可に対する迅速な対応を要望する。

(11) 林道秦野峠線について（松田町・山北町）

当該路線が災害時における緊急避難路として、一般車両が通行できるよう計画的に改良工事等を行うことを要望する。

(12) 小田急開成駅前への交番設置について（開成町）

開成町では、小田急線開成駅周辺エリアを新市街地と位置付け、良好な住宅地や商業拠点や産業拠点の集積、道路・公園などの整備を進めてきた。

その結果として、平成31年のダイヤ改正では急行電車が、令和7年のダイヤ改正では快速急行が停車するようになり、駅の利便性や県西地域の副次拠点としての機能が大きく向上した。また、駅周辺地区では、都市計画道路を核にした土地区画整理事業が進んでおり、今後更なる人口増加が見込まれる。

県では交番の統合等を進めているが、開成駅周辺の地域住民の安全と駅周辺の治安維持のため、開成駅前への交番設置を視野に入れた交番や駐在所の再編成の検討を要望する。

(13) （仮称）山北スマート I C 供用開始に向けた周辺観光施設の再整備に係る支援について（山北町）

現在、町では、令和9年度の（仮称）山北スマート I C の供用開始に向けて令和2年3月に策定した「（仮称）山北スマート I C 周辺土地利用構想」に基づき、道の駅山北などの I C 周辺既存観光施設の再整備について検討を進めている。

令和4年度には、町、県、ネクスコ中日本を構成員とする「（仮称）山北スマート I C 開通に伴う山北町地域振興プロジェクト会議」を設置し、これまでに道の駅山北、オアシス公園、河内川ふれあいビレッジの再整備について検討を進め、県ではプロジェクト会議における意見・要望を反映して、本年4月から道の駅山北の改修工事を開始したところである。

町では、スマート I C を利用して、来町された方の憩いの場としてオアシス公園、河内川ふれあいビレッジを再整備するにあたり、町の考え方を県に示しているところであるが、河川区域内にあるため厳しい規制がある。

今後も県に対して、河川敷地の活用等について協議を進めていく考えであるが、引き続き、河川区域内におけるスマート I C 周辺観光施設の再整備に係る指導・助言をお願いするとともに、河川協議の迅速な対応について要望する。また、引き続きプロジェクト会議にご参画いただき、スマート I C 設置による山北町全体の活性

化についてご支援、ご協力を要望する。

(14) 新市街地形成に対する支援及び幹線道路ネットワーク形成の推進について

(開成町)

ア (仮称) 開成町南部第3地区については、第7回線引き見直しにおいて、良好な住宅地の誘導を図るため、住居系土地利用の検討を行っていく地域として設定しており、現在、市街化編入に向けた検討・調整を進めている。

当該地区の市街化編入に向けては、県との広範にわたる協議・調整が必要となるため、事業を円滑に進めるための適切な助言及び支援を要望する。

イ (仮称) 開成町南部第3地区の雨水の放流先である二級河川仙了川では、当該エリアの下流域において時間雨量50mmに対応する護岸整備が行われておらず、上流域の自治体として洪水対策に懸念を抱かざるを得ないことから、当該未整備区間の早期の護岸整備を要望する。

ウ 都市計画道路山北開成小田原線は、開成町を南北に貫く幹線道路であり、地域間や地域内の移動の利便性向上や交通の円滑化を図るためには、計画区間の全線について早期に整備を進める必要がある。

特に、現在施行中の土地区画整理事業により整備する都市計画道路駅前通り線との接続により、開成町内の幹線道路ネットワークが構築されることから、都市計画道路山北開成小田原線の計画区間のうち、開成町金井島地内及び開成町延沢地内の未整備区間について、県事業として事業を推進していただくことを要望する。

(15) 富士山噴火対策の充実強化(足柄上郡)

「首都圏における広域降灰対策ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)が令和7年3月に公表されたが、当該ガイドラインは、火山災害警戒区域においても活用し得るものとしている一方で、主として降灰の影響のみが想定される首都圏等、火山からの遠隔地域における対策を想定して取りまとめられたものとなっている。

ガイドラインでは、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを広域降灰対策の基本方針として掲げているが、富士山から距離が近い地域においては、富士山火山現象で最も対処が困難な溶岩流と降灰の同時発生も想定されることから、ガイドラインで示されたステージ3やステージ4の状況下で生活継続が困難になった事態を想定した実効性の高い避難体制の構築を要望する。

4 足柄下地域要望

(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について（足柄下郡）

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3000㎡以上に引き下げている。その効果もあって県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識している。

しかしながら、平成21年3月31日をもって「1 ha未満の開発行為に関する指導基準」（以下、指導基準）が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ねられることとなったことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念される。仮に、建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置を、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行するよう要望する。

(2) 国道135号の整備について（真鶴町・湯河原町）

国道135号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に日常的に渋滞が発生している。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保が危惧される。県は、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策、路面標示等による視認性の確保対策を行っているが解決に至っていない。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望する。

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

（真鶴町・湯河原町）

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道の整備は、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備、農業振興を中心とした流域の活性化の推進に加え、国道135号及び県道740号が通行不可となった際、防災上の観点からも重要であるため、目標期限を定めて早期に完成されるよう要望する。

(4) 足柄幹線林道の利便性の向上について（箱根町）

林業振興型林道と地域振興型林道の役割を兼ね備えた足柄幹線林道は林業従事者、林道沿線の住民が使用する生活道路としてはもとより、小田原方面からの通勤路等としても使用されており、最近では観光需要の回復により湯本駅前周辺の渋滞状

況が慢性化している中、当該林道の重要性が増している。冬期の閉鎖期間については短縮化に尽力いただいているが、住民生活の負担軽減や従業員の労働力確保に配慮し、一定期間の閉鎖をするのではなく路面凍結が見込まれる際にのみゲート閉鎖を行う等の対応をお願いしたい。

ハード面についても、林道利用者の交通安全に配慮した整備を適時行っていただいているが、当町から小田原市内への幹線道路が限られていることから、昨今の異常気象がもたらす土砂崩落により国県道が閉塞した際の代替路線としての活用も鑑みながら更なる整備工事を要望する。

また、林業活動による利用を原則とし、一般車の利用が制限されている中、当該林道は地域振興型及び併用型の林道として配慮されているところだが、防災面や渋滞対策での対応を鑑み、町民や観光客といった誰もが通年、一般交通可能な道路としての位置付けを要望する。

(5) 大涌谷における渋滞対策について（箱根町）

大涌谷園地に至る県道の渋滞緩和対策については、箱根DMOが中心となり混雑解消のソフト対策を継続的に実施しているところであるが、町内観光客はインバウンドが大幅に増加しており、特に大涌谷周辺では県道735号の渋滞が常態化している状況である。また令和7年3月26日に改定された箱根山ハザードマップでは、新たな県道735号沿いの火口の認定と、それに伴い避難区域が変更されており、避難のための渋滞緩和対策は喫緊の課題となっている。

県にあっては根本的な渋滞解消策として、避難や渋滞回避のための下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備推進を引き続き要望する。

(6) 真鶴港活性化整備計画の早期実現について（真鶴町）

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波堤や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられている。

防災施設のうち津波避難施設については完成しているが、港湾防災対策は、緊急性、必要性が依然高く、甚大な津波被害を招かないためにも、詳細な構想や計画に基づいた対策の早期着工を要望する。

同時に、整備計画においては「プレジャーボート需要への対処」も観光拠点機能として計画フレームに位置付けられていることから時代の変化に合わせてレクリエーションとして利用できる環境の整備も検討する必要がある。これらの課題を含め整備計画に位置付けられているその他の施設についても、早期の着工・実現を要望する。

(7) 県産石材の活用について（真鶴町）

本町では石材採掘・加工業が地場産業の1つとして発展してきたが、後継者不足や新たな販路開拓等への対策が求められている。

地場産業の振興を図るため官民による建築資材としての活用だけでなく、現在取り組んでいる「真鶴本小松石」のメダルや表彰盾の新商品を引き続き活用していただくとともに、その積極的なPRを継続的に要望する。

また、令和3年度に共同での開催にご協力いただいた文化・芸術関連イベント（回遊型謎解きイベント）にご協力いただいたが、今後も、設置された彫刻作品の観覧や「石の町・真鶴」のPRも引き続き要望する。

(8) 湯河原海岸と海辺公園の周遊性について（湯河原町）

平成27年度に湯河原海辺公園の整備が完了し、EV急速充電器の設置やドッグランの整備を行ったことにより、地域住民や観光客の皆様にも多数利用していただいているが、海辺公園と湯河原海岸の一連とした海岸利用を行うことにより、更なる利用者が多く見込まれると期待している。

しかし、海辺公園と湯河原海岸吉浜地区のアクセスには、国道135号を横断せず行き来できるルートとして新崎川河口へ飛び石の整備を実施していただいた。今後も海辺公園と湯河原海岸の相互利用の促進に向けた取組への協力を要望する。

(9) 土砂災害防止法区域の指定にかかる工事の早期着手について（湯河原町）

土砂災害防止法による特別警戒区域（レッドゾーン）として指定された区域については、新規の開発行為や建築物に対し制限や規制及び区域内建築物の所有者に対し県知事から移転等の勧告ができることとなり、区域内住民の生活への多大な影響や負担が懸念される。

よって、災害の防止対策が重要であることから、町は、土砂災害防止法に基づき、ソフト対策として、土砂災害ハザードマップを作製し、住民への周知を実施している。今後は特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を解消するため、当該指定区域における土砂災害防止工事を計画的に実施することを要望する。

(10) 湯河原パークウェイの無料化について（足柄下郡）

静岡県との県境をつなぐ有料道路である湯河原パークウェイは、湯河原から国道1号を經由して三島・箱根方面へ最短で移動できる道路であり、東名高速道路から伊豆縦貫自動車道を経由した湯河原への誘客や、静岡県以西からの誘客など、地域活性化対策として重要な道路である。

また、県西地域を回遊する道路としても、県道75号（つばきライン）はカーブが多く走りづらい道路のため、湯河原パークウェイは重要な道路である。地域での広

域的な連携により、事業者である伊豆箱根鉄道株式会社に対し通行料金の見直しなどについての協議や要望活動を行っているが、静岡県との広域的な課題でもあるため、県や国からの働きかけを要望する。

(11) 海岸保全施設整備の推進について（湯河原町）

令和元年度に県と町が連携して策定した「湯河原海岸 安全・安心な海辺づくり計画」において、津波・高潮対策に係る海岸保全施設の整備目標を設定していただいているが施設整備の更なる推進のために次のことを要望する。

- ア 海岸利用者が津波や高潮から円滑に避難するための、東側スロープの整備工事や新崎川の津波遡上による越流対策の整備工事等は完了したが、引き続き湯河原海岸吉浜地区の道路海岸護岸の老朽対策のための予算を確保し、海岸利用者の安全安心に努めること。
- イ 湯河原海岸門川地区の埋立地前面に位置する人工リーフ2基は、高波等の影響により被覆ブロックが移動、散乱している状況である。周辺施設の整備も進み、地域住民や観光客の皆様が多数利用していることから、景観を阻害している人工リーフの復旧工事の実施を行うこと。
- ウ 海岸の砂は、川からの供給が少なく沿岸流により西から東に流され、20年前と比べると砂が流失し砂浜が後退してきており、大潮になると護岸まで波が打ち寄せている現状であることから、令和3年度からサンドバイパスにより砂浜侵食対策を実施していただいているが、砂浜の浜幅確保のため継続的な養浜事業の実施を行うこと。

(12) 公衆トイレの整備について（箱根町）

公衆トイレが快適かどうかで観光地の印象は大きく変わるとも言われ、本町は毎年約2千万人の観光客を受け入れており、多様な観光スポットを巡る周遊において多くの方が利用する公衆トイレは本町にとって欠かせない施設である。現在、町内には合計37箇所の公衆トイレが設置され、そのうち27箇所が町、残りの10箇所を県が管理している。

本町が管理している施設については、順次進めてきたバリアフリー化や温便座化などのハード面での改修整備はすでに完了し、現在では清掃回数の増加やシートクリナーの設置、男性トイレへのサンタリーボックスの設置等のソフト面での整備の充実を図っているところである。

こうした中、県管理の公衆トイレについても、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理を求めるものである。特に令和5年度から継続して要望している、観光客の利用頻度も高く、老朽化も激しい箱根園地、元箱根園地の2箇所のトイレについて、観光客の満足度向上が図れるよう、引き続き整備を要望する。また、日常の清掃等

の維持管理についても引き続き適切に対応願いたい。

両トイレの管理状況や設備の老朽化は一向に改善されていない実態があり、箱根園地では箱根駅伝が行われる1月2日、3日について、毎年多くの観戦客や関係者の利用があることが容易に想定できるにも関わらず早朝の時間帯からトイレトーパー不足が生じるなど、苦情が町へ入っている。また元箱根園地では昨年度、観光で訪れた方がトイレ利用中に鍵が空かなくなり出られないという事態が生じて問い合わせが町に入るなど、弊害が断続的に生じている。

公衆トイレの管理主体がどこであるのかは観光客が気に留めていない中、このような状況がこれ以上続くようであれば観光地としてのイメージの低下は免れない。

これらのことから、両トイレの改修整備及び日常の維持管理について早急に対応いただくよう、強く要望するものである。

(13) 税収の落込みに対し発行できる新たな地方債の創設について（足柄下郡）

新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊業が壊滅的な打撃を受けたことで、入湯税に大幅な減収が生じ、その減収に対しては、令和2年度及び3年度に限り、新たに特別減収対策債の活用が可能となったが、令和4年度においては当該制度が廃止されたところである。

令和5年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したが、将来の同様の事態に備えるためにこれまでの対応を検証するよう働きかけること。

特に現行制度では、災害等で基準財政収入額に算定されない税目の収入が減少しても、減収補てん債を発行することができないことから、災害等の影響により、減収補てん債の対象とならない税目が著しく減収となった際に、財源補てんとして発行できる地方債を臨時的措置ではなく恒久的措置として創設し、償還に要する財源については、当該減収となった要因が災害等、特別な事情による場合には、その事情を鑑み、特別交付税措置を講ずるなど、今回の教訓をもとに、今後の備えとしての対応を検討するよう国に働きかけること。

(14) 生食二枚貝（岩ガキ）養殖事業への支援について（真鶴町）

令和3年度から開始した岩ガキ出荷に関し、安全安心な岩ガキを提供するため、出荷時期に複数回の検査が必要となる。現在、他県に検査を委託しているが、1回に要する費用が高額なため、漁業者の負担となる。安全安心を確保するため、検査費用補助の支援の検討と現在実施していただいている貝毒検査等の各種検査の支援の継続を要望する。

また、県内初の生食二枚貝（岩ガキ）の本格出荷となることから真鶴町の新ブランドとしてだけでなく、かながわブランド登録制度への登録を目指している。登録要件である、広く県内に供給できる出荷体制を構築していくためには現在出荷量で

は足りないこと、また、岩ガキの生育が遅いという現状があることから、養殖技術に関する支援を要望する。具体的にはクロロフィルα等のプランクトン数の検査や海水温データの提供などの技術的知見に基づく専門的な支援を要望する。

(15) ニホンザルの群れ（T1群）による長年にわたる被害防止のための積極的な対策の実施について（真鶴町・湯河原町）

西湘地域に生息するニホンザルの群れは、西湘地域個体群として神奈川県レッドデータブック報告書に掲載され、西湘地域に生息する固有種として保護されているが、湯河原町を中心に真鶴町西部、熱海市東部を行動範囲とするT1群は、市街地及びその周辺を主な行動域とし、深刻な生活被害や農業被害を与えている。

湯河原町において、ニホンザルからの生活被害状況調査を令和7年2月から4月まで行ったところ、相当数の被害報告があり、令和4年度から令和6年度まで3カ年の調査で被害件数が毎年増加している状況が確認できた。特に、TVアンテナや雨どいを壊される、配線を切られる、車のボディーを傷つけられるなどの物的被害のほか、宅内へ侵入され室内を荒らされるなど毎年多数の被害が発生しており、更に威嚇されたり、追いかけられたとの被害や、直接的な人身被害として、体にかかられたや引っ搔かれたとの報告もあり、ケガをして通院した方や逃げる際に転倒したことにより入院した方の報告もあった。

また、町立学校敷地内への出没や、児童生徒の通学路付近に出没するなど学校教育における安全対策上の課題となっているが、サルが出没した際の追い払いや山中へ群れを誘導する追い上げを実施しても、その効果は一時的ですぐに市街地へ戻ってしまう。

ニホンザルは広範囲に出没することから農地等にフェンスを設置しても限定的な効果しかなく、抜本的かつ具体的な対策が見いだされない状況にあり、住民の安全性を最優先に考え、ニホンザルの群れ（T1群）の全頭除去を要望する。

(16) ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について（足柄下郡）

下郡3町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備にあたっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれているため、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを要望する。

また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進

している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うことを要望する。

(17) 箱根湯本駅前における国道1号の交通渋滞対策について（箱根町）

令和6年7月、箱根湯本駅前の交通渋滞対策を検討するため、県や町、警察などが一堂に会する打合せ会が設置され、関係者間で課題を共有し、どのような対応が可能か検討が進められており、その中で提案のあった温泉場入口バス停の移設については県やバス会社の協力もあり、前向きな対応がとられつつあることには感謝申しあげる。

一方で、要望している湯本駅前の渋滞を回避するためのバイパス整備は、土地利用や地理的な制約など、非常に多くの問題があり、多額の費用も必要となる課題という県の考えも理解できる。

しかしながら、慢性的な渋滞はインバウンド観光客の増加もあり悪化しており、買い物や通院等住民の日常生活はもちろんのこと、ホテルへの納品、従業員の通勤等、観光産業の面でも様々な悪影響が出ており、日々の経済的損失は莫大なものとなっている。

当町でも箱根観光デジタルマップにより交通状況を可視化し、スムーズな周遊を促す等の取組みを強化しているが、ソフト対策では現在の状況に対応することは困難な状況である。

このままでは、観光立町である当町は持続可能な観光地になり得ず、死活問題に繋がることから、交通集中の分散化を図るための、道路改良や道路新設を含めた早期の抜本的な対策について要望する。

(18) 財政力に応じた国庫支出金等の割り落としの廃止（箱根町）

地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方交付税によりすでに調整されているという認識のなか、コロナ対応の緊急対策に対しての地方創生臨時交付金などでは、財政力による補正が行われたため、実際に交付された交付金額は実情・実態に即しておらず、これまでも是正を要望してきたものである。

現在、社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金など平時の国庫支出金等においても、財政力指数に基づく割り落としや嵩上げが行われているため、交付団体と本町のような不交付団体の格差が拡大するような「二重の調整」とも言える財政力指数を用いた不公平な措置は行わないよう、国に働きかけること。

(19) 箱根湯本駅前における国道1号の交通安全対策について（箱根町）

国道1号の交通渋滞対策と箱根湯本駅前の横断歩道における歩行者の安全確保について、抜本的な解決策としては、渋滞箇所をバイパスする道路の新設が必要と考えている。しかし標準的な道路事業において事業着手してから完成・供用までの期間は平均14.3年とされており、概略計画や環境アセスメント手続等を含めるとさらに期間が長くなるとのことである。このため短期的な対策として横断する歩行者の安全確保や交通渋滞対策として、信号機を設置することで歩行者の安全確保と交通渋滞の延伸を抑制できるものと推察している。訪日外国人旅行者数も2024年に過去最高となり、今後も観光客の増加が見込まれている。現場では、横断歩道において子どもの接触事故も発生していることから、横断歩道における歩行者の安全確保から、信号機の設置もしくは横断歩道上での交通指導を要望する。

5 愛甲地域要望

(1) 県道64号（伊勢原津久井線）の整備について（清川村）

清川村内を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I C 及びさがみ縦貫道相模原 I C へのアクセス道路であり、沿線上には道の駅「清川」や宮ヶ瀬湖等の観光地が所在していることから、観光客が著しく増加し、交通量も増加している。

特に、行楽シーズンや朝晩の通勤・通学時には、道路の通行・横断等に支障をきたしており、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高いため、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されている。

そのような中進められてきた古在家バイパス整備事業については、第1期区間が令和5年3月31日に開通したが、引き続き第2期区間においても、早期完成に向けた事業促進を要望する。

また、本路線の村立緑小学校から村立緑中学校にかけての区間においては、路線バスや大型車の通行によりすれ違いが困難となるほどに狭あいであり、学校施設が付近にあることから子どもの通行も多く、大変危険であることから、同箇所の拡幅改良を合わせて要望する。

さらに、村民の交通安全確保のため、「信号機設置の指針」に対する柔軟な判断のもと、村外の者による交通事故が特に多く、村民が巻き込まれる可能性が高い、次の2箇所に信号機を設置するよう要望する。

ア 村道山岸外周線に接続する丁字路

イ 清川村役場前（道の駅開所により、横断者が増加している。）

(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について（清川村）

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下にある平地に古くから居住地区が形成されている。

平成11年夏の豪雨においては、この地区の山腹が大規模に崩落し、幸い住民への被害はなかったものの、現在でも梅雨や台風など雨の多い季節には住民が不安を募らせ、自主避難されている状況である。

崩落箇所については、平成17年度から落石防護壁の設置と落石固定を実施し、平成22年度で完成しているが、近年住宅地が形成されつつあるこの地区の上流部には、未だ急峻な山林が広がっており、土石流危険箇所に指定されている。

県においては、山腹崩壊や土砂流失といった災害の危険性がなく、住民が安心して生活できる地域を実現するため、継続的かつ効果的な治山事業又は砂防事業を実施することを要望する。

(3) 消防広域化重点地域に対する支援について（清川村）

平成25年4月1日に改正された「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により消防広域化重点地域として指定した自治体に対する国や県の集中的な支援について、既存の制度のみを運用して支援するだけでなく、広域化に伴う人件費などの多大な財政負担に対し、広域化後も県としての集中的な支援が明確に分かるよう、積極的な財政支援を行うことを要望する。

(4) 登山者の安全対策について（清川村）

近年の登山ブームにより高齢者の登山者が増加しているなか、2016年（平成28年）から8月11日が国民の祝日として「山の日」となり、更に登山者が増加すると予測され、遭難や救助要請の増加が危惧されている。

今後、より一層救助体制の強化を図る必要があり、救助体制の一環として、登山者の位置が確認できる携帯電話アンテナ基地局の整備において、国の補助制度では村が事業主体となり整備することとなるが、整備にあたっては、県有地の借用や規制緩和など県の協力が不可欠であることから、県の多大なる協力を要望する。

また、県道70号線の厚木土木事務所管内は、道路幅員が狭く緊急車両が通行する際、一般車両等とのすれ違いが非常に危険であるため、安全対策として県道70号線の拡幅改良を早期に「かながわみちづくり計画」に位置づけ、抜本的な対策を進めるよう要望する。

(5) 観光・産業連携拠点づくりに向けた支援について（愛川町）

本町の半原地域は、県立あいかわ公園や宮ヶ瀬ダムをはじめ、県内随一の広さと規模の牧場、中津川のマス釣場など公営や民営のレクリエーション施設が点在しているほか、横須賀市の水道施設として利用されていた旧半原水源地跡地が立地している。

近年は、圏央道の開通に伴うストック効果により、本町のポテンシャルも高まっていることから、半原地域を一つのエリアとして捉えた上で、旧半原水源地跡地を利活用し、地域の観光情報発信をはじめ、レクリエーション施設や地域特産物の販売など地域との交流を図る観光拠点づくりの検討を進めている。

こうした拠点づくりに向けた取り組みの着実な推進のため、県が進めている「宮ヶ瀬湖周辺地域活性化推進事業」との連携を図りながら、今後、国道412号及び県道54号から観光・産業連携拠点へのアクセス機能向上に係る対策をはじめ、県有施設との連携のほか、現実的な事業スキームの作成等について、県関係部局の指導・助言などの支援を要望する。

(6) 県道60号（厚木清川線）の歩行者安全管理（清川村）

村内を通る県道60号（厚木清川線）における、尾崎交差点から御門橋までの区間

においては、車両の走行に十分な幅員が確保されているが、見通しが良いこともあり、スピードを上げて走行する車両も多く見受けられる。同区間は、本村小中学生の通学路でもあることから、ガードレールや防護柵等歩行者安全確保の措置を早期に講じられるよう要望する。

6 水源地域要望

(1) 河川区域内における廃棄物処理対策について（愛川町）

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠である。

しかしながら、従前からの課題である、河川区域内における行楽客によるバーベキューごみの不法投棄が未だ多く発生している状況であり、水源環境の悪化が懸念される状況となっている。

こうした回収事業は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、県においては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、バーベキューごみの処理など河川敷の清掃を行うとともに、町村の意向に沿った形で河川区域内への車両の進入規制等が行えるような体制整備を要望する。また、啓発等については、河川の水質保全に対し意識の低い者を対象とした内容とするよう要望する。

(2) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について（清川村）

ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有している。これらの保全と再生に取り組むと同時に、近年激甚化・頻発化している大規模な台風等の自然災害によっておこる間伐材の流出被害を未然に防止するためには、間伐材の適正な搬出が必要である。間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制が整備できるよう制度の拡大を要望する。

イ 造林補助事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているが、豊かな森林を再生し、水源涵養機能の向上を図るためには、森林整備を促進する必要がある。

については、造林補助事業等において、森林所有者の負担軽減を図るため、補助率の拡大拡充を要望する。

(3) 高度処理型合併処理浄化槽の維持管理に係る十分な助成措置について（山北町）

町では、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、高度処理型合併処理浄化槽の整備を進めてきたが、水源地域の水質保全を図るためには、恒常的な維持管理が必要であり、町の事業運営に大きな財政的負担となっている。

特に高度処理型浄化槽は、一般的な合併処理浄化槽に比べて容量も大きく、清掃に要する費用や高度処理装置の維持管理費用など、通常の浄化槽であれば

不要の経費を負担している状況にある。

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」は、令和８年度で計画期間が終了するが、県においては令和９年度以降についても、引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定確保に向けた同様の施策を継続するとともに、新たな施策の制度設計にあたっては、高度処理型浄化槽の維持管理に係る十分な助成措置をされるよう要望する。